

国民健康保険

後期高齢者医療保険の保険料率が決定しました

問い合わせ 市民税務課 ☎ 592128

国民健康保険

平成28年度の国民健康保険の保険料率が表のとおり決定しました。

納付通知書は7月中旬に世帯主に送付します。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、世帯に加入者がいれば、納付義務者は世帯主となります。

※ このような世帯主を擬制世帯主といいます。

(注) 総所得金額等とは「公的年金収入・公的年金控除」・「給与収入・給与所得控除」・「事業収入・必要経費」などで、社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。

また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式などの譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます。

後期高齢者医療保険

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率を見直しすることとなっており、平成28・29年度の保険料率が次のとおり決定しました。

保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

保険料の決め方

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人が保険料を納めます。保険料額は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」の合計額になります。

均等割額 44,795円

+

※ 所得割額 所得割率 8.97%

II

年間保険料（限度額57万円）

※ 所得割額
= (総所得金額等 - 基礎控除(33万円)) × 0.0897
(注)P.14参照

保険料の軽減

①所得割額の軽減

軽減分の所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除(33万円)) × 0.0897 × 0.5

※ 2重線部分の金額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

②均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年所得の合計額		軽減後の均等割額
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員の所得額（公的年金の所得は控除額を80万円として計算）が0円となる場合	9割軽減 4,479円／年
	上記以外の方	8.5割軽減 6,719円／年
	33万円 + (26万5千円 × 被保険者数) 以下の場合	5割軽減 22,397円／年
	33万円 + (48万円 × 被保険者数) 以下の場合	2割軽減 35,836円／年

○後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合など（国保および国保組合は除く）の被扶養者であった方は、均等割額が9割軽減になり、所得割額の負担はありません。（年間保険料額4,479円）

保険料の納付方法

特別徴収（年金天引き）

次に該当する方などが対象となります。

①年金受給額が年額18万円以上の方

②介護保険料が特別徴収になつてお

り、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1以下の方

※ 公的年金を複数受給されている方

は、年金の種別により天引きする年金の優先順位があります。

普通徴収（納付書払・口座振替）

次の場合は、特別徴収は行われませんので、納付書または口座振替により納付してください。

①特別徴収の事由に該当しない方

②75歳になつたばかりの方や、他市区内町村から大竹市へ転入したばかりの方

なお、特別徴収の対象となる方も、希望する場合は、別途申し出により、口座振替で納付することができます。



平成28年度 納期限

5月31日

問い合わせ 市民税務課 ☎ 592127

固定資産税・都市計画税（2期）
国民健康保険料（1期）
後期高齢者医療保険料（1期）
介護保険料（1期）

ご注意ください
○納めるとき、お届けしている納付書を使用してください。
○大竹市指定金融機関で納めてください。

保険料の納付方法

特別徴収（年金天引き）

世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳から74歳の場合、保険料が世帯主の年金から天引きされます。

○世帯主が国民健康保険加入者でない場合

次の場合には、特別徴収は行われませんので、納付書または口座振替により納付してください。

普通徴収（納付書払・口座振替）

○介護保険料との天引き額の合計が、年金受給額の2分の1を超える場合

○特別徴収の対象となる年金が年額18万円未満の場合

○国民健康保険加入者の中に今年度中に75歳に到達する人がいる場合

○特別徴収の対象となる年金が年額18万円未満の場合

○介護保険料との天引き額の合計が、年金受給額の2分の1を超える場合

○特別徴収の対象となる方でも、希望する場合は、別途申し出により、口座振替で納付することができます。

※ 事前に金融機関での手続きが必要です。